

指定理由書

名称・員数 木造 閻魔王坐像 1 軀
法 量 像高 99・6 cm、袖張（現状）115・5 cm、像奥 76・1 cm
所 有 者 妙楽寺
所 在 地 平塚市田村五丁目 13 番 2 号
種 別 有形文化財（彫刻）

現在は妙楽寺の山門上に安置されている。『新編相模国風土記稿』には当寺の閻魔堂が村内にあったことがみえ、本像はこの本尊であったとみられる。

閻魔王は冥界の支配者で、初七日から三年まで順次、死者の生前の罪を裁く十王の中心を成す。古くはインドの天上に住む神で、中国に伝わり道教の思想と交わり、笄のついた大冠を被り、道服を着けた形状となった。本像もこうした典型的な服制とし、右手に笏を執る。面貌は通例の忿怒相をあらわす。

本像は、寄木造りで玉眼を嵌入する。木寄せ構造は、頭部を耳中央で前後に矧ぎ、冠の両側部および巻角を別材で寄せる。体部に首柄で差し込む。体幹部を前後矧ぎとし、両体側部（各左右二材）、左右袖先を寄せ、脚部に横二材を矧ぎつける。両袖口部別材、両手を別に矧ぎ足す。脚部裏を削り上げる。現状、持物（笏）、冠飾を亡失し、両袖先、裳先などに欠失部がある。像表面は、後補とみられる彩色仕上げが残る。

像底からみえる体幹部前材下側に墨書があり、このなかに文禄四年（1595）の年紀と、佛士（師）長芸の名があり、造像年代・作者ともに判明する。

頭部が大きく作られ、面貌は眉眼をつり上げ怒号する、かなり誇張した表現につくられている。体部はずんぐりとした体形で、量感があり迫力が充分であるが、左右の袖先は小ぶりで、衣文も強い表現ではなく、全体に頭部に比し穏やかにまとめられている。彫技は本格的といえ、作者の高い技量がうかがわれる。室町時代の像にみるような量感に富む体形と、近世期のやや誇張の勝った面貌表現を合わせ持つ作風とみることが出来よう。江戸時代制作の閻魔像は比較的多く、市内にも吉祥院・清雲寺・円徳寺に作例がみられるが、本像は、それらを遡る近世早期の造像である。また等身を越す大法量の本格的造頭で、作風にも中世彫刻の余風を遺す優れた作例である。閻魔王像の基準作例として、本市のみならず県内においても希少な存在といえ、本市指定文化財とするに足る作例である。

【体幹部前材墨書銘】

「日域國中／^(相模カ) □ □ 之内／^(田) □ 村之郷／祥雲山妙楽／禪寺當住／／勸進^(マ) ／佛士
長芸之／寄進五貫文／^(大) 本願法林／十方檀那進／助成廿貳貫文／以上合三十貫／定納成
就也／右之願力者／現世無比樂／後生清淨土／諸求圓滿／皆令満足／^(乙未カ) 文禄四 /三月
吉日」

【法量】(cm)

頭頂～顎（現状）40・0、面長 30・4、面巾 23・0、耳張 25・7、面奥 30・5、
臂張 72・5、胸厚 30・6、腹厚 33・7、膝張 76・3、膝奥 63・5

【指定理由書の用語について】

新編相模国風土記稿（しんぺんさがみのくにふどきこう）：天保12年（1841年）に成立した相模国の地誌

冥界（めいかい）：死後の世界

笄（こうがい）：髪に挿す飾り

大冠（たいかん）：王のかんむり

道教（どうきょう）：中国起源の民間信仰・宗教。

道服（どうふく）：道教の道士が着る衣服

笏（しゃく）：儀式などの際に右手に持つ、細長い板片

面貌（めんぼう）：顔のかたち・つくり

忿怒相（ふんぬそう）：激しい怒りを表した仏像の表現

寄木造り（よせぎづくり）：仏像の各部を別の木材で作り、寄せ集めて一体とする作成法

玉眼（ぎょくがん）：水晶製の仏像類の眼

嵌入（かんにゅう）：はめこみ

矧ぐ（はぐ）・矧ぎ（はぎ）：材と材を合わせること

巻角（まきづの）：らせん状の角

首柄（くびほぞ）：寄木造りで仏像を造る際、頭部を体部に差し込み、接合する部分

削り上げる（くりあげる）：仏像の軽量化のため、内部を削ること

衣文（えもん）：衣服のつくりやひだなどの表現

造頭（ぞうけん）：仏像などを作り表すこと

吉祥院（きっしょういん）：平塚市寺田縄、曹洞宗

清雲寺（せいうんじ）：平塚市豊田本郷、臨済宗

円徳寺（えんとくじ）：平塚市岡崎、浄土宗